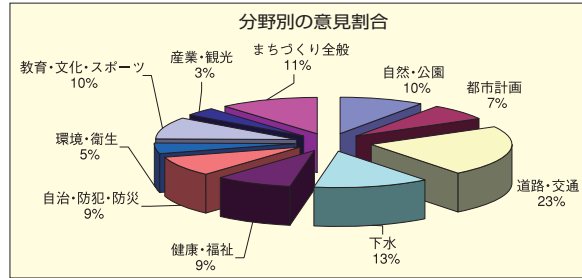


まちづくり懇話会の開催概要

「PARTNERSHIPのまちづくり」に向けて
 三芳町第4次総合振興計画「PARTNERSHIPのまちづくり」に向けて、住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを実現していくための第一歩として「まちづくり懇話会」が開催されました。

その概要を「報告いたします」。
 問い合わせ 総合政策室（内線4222~4224）

6月10日から7月14日までの間、町内14の行政区で延べ655名の参加をいただき、活発な意見交換のなかで、多くの貴重なご意見やまちづくりのご提案をいただきました。皆様からのご意見は、今後のまちづくりの推進に向けて十分に検討させていただきますと考えております。ご参加いただきました皆様、大変ありがとうございました。



懇話会で提案された主な意見

自然・公園	<ul style="list-style-type: none"> 大きな公園の整備について 雑木林の管理協定について 多目的広場、緑地公園ほか庁舎周辺の整備について こぶしの里周辺の整備について 上富地域の緑の保全について 	自治・防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯について 防災無線について 自主防犯、防災活動について 耐震診断について 交番の設置について 新設の集会所について 掲示板の設置について
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> 高層マンションの建設と高さ制限条例について 計画的なまちづくりの実施について 用途地域の見直しについて 	環境・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄について（パークینگ周辺等） 地球温暖化対策について ごみゼロ運動について ごみステーションについて
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> スマートICフル化車種拡大について スマートIC周辺道路整備について 都市計画道路の整備について 歩道の整備について ライフバスの充実について 信号の設置について 県道の整備・交通規制について 道路の拡幅・整備について 東西道路、役場アクセス道路等の整備について 	教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館建て替え計画について 高齢大学について コピスみよしの運営について 子ども専用スポーツ施設について 図書館の予算について 給食センターの整備について
下水（雨水）	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨時の雨水対策について 雨水排水管の整備について 大規模開発に伴う雨水対策について 豪雨時の人的体制について 日常の雨水ます等の点検について 	産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> 三芳ブランド等特色あるまちづくりについて 遊休農地の利用（埃対策）について 多福寺のトイレ改修について
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の整備について 年金の納付記録について 国民健康保険税について 保育施設の充実について 子ども医療費について 	まちづくり全般	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併について 行政改革について 総合振興計画について まちづくり懇話会について 窓口サービスの向上について

実施状況と参加人数

開催場所	日時	参加人数(人)
上富第1区	7月6日(金)	36
上富第2区	6月24日(日)	19
上富第3区	7月8日(日)	22
北永井第1区	7月8日(日)	43
北永井第2区	6月30日(土)	51
北永井第3区	6月10日(日)	48
藤久保第1区	6月16日(土)	53
藤久保第2区	6月17日(日)	40
藤久保第3区	6月17日(日)	52
藤久保第4区	7月1日(日)	48
藤久保第5区	6月24日(日)	78
藤久保第6区	7月14日(土)	40
竹間沢第1区	6月23日(土)	49
みよし台第1区	7月7日(土)	76
計		655

※この他にも多くのご意見をいただきました。ありがとうございました。

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たに独立した医療制度が始まります。問い合わせ 高齢者支援課（内線1833）

被保険者

新たな医療制度の被保険者となる方は、埼玉県内にお住まいの75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方（申請して広域連合の認定を受ける必要があります。）です。

これは現在の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。
 ※健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の被保険者ではなくなります。

加入する日

・75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
 ・75歳以上の方が三芳町に転入し

被保険料

65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方が申請して広域連合より認定を受けた日から

被保険者証(保険証)

被保険者証（保険証）は平成20年3月下旬にお手元が届く予定です。

保険料

保険料は被保険者個人単位で算定・賦課します。保険料の徴収方法は原則として特別徴収（いわゆる年金天引き）の方法によります。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、埼玉後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の一部（1割。ただし、現役並み所得者は3割）を負担していただきます。

運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。
 三芳町では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。

制度のしくみ

